

長崎県公共建築工事積算基準の改定について

改定	現行
<p>長崎県公共建築工事積算基準</p> <p>(目的) 第1 この基準は、長崎県の発注する公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>(工事費の種類及び区分) 第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、離島調整費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</p> <p>(工事費の構成) 第3 工事費の構成は、次のとおりとする。</p>  <p>(工事費内訳書) 第4 工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。</p> <p>(直接工事費) 第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。</p> <p>(1) 算定の方法 算定の方法は、次のイからハによる。 イ 材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定する。 ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。 ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</p> <p>(2) 単価及び価格 算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。</p>	<p>長崎県公共建築工事積算基準</p> <p>(目的) 第1 この基準は、長崎県の発注する公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>(工事費の種類及び区分) 第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、離島調整費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</p> <p>(工事費の構成) 第3 工事費の構成は、次のとおりとする。</p>  <p>(工事費内訳書) 第4 工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。</p> <p>(直接工事費) 第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。</p> <p>(1) 算定の方法 算定方法は、次のイからハによる。 イ 材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定する。 ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。 ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となるすべての費用を「一式」として算定する。</p> <p>(2) 単価及び価格 算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。</p>

長崎県公共建築工事積算基準の改定について

改定	現行
<p>(3) 数量 算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。</p> <p>(共通費) 第6 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「長崎県公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。</p> <p>(1) 離島調整費 離島調整費は、本土から離島までの材料、機械器具の運搬費（海上運搬費）、旅費及び交通等に要する費用とする。</p> <p>(2) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。</p> <p>(3) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>(4) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。</p> <p>(消費税等相当額) 第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。</p> <p>(設計変更における工事費) 第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、<u>直近の</u>請負代金額を<u>直近の</u>工事費内訳書記載の工事費で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>附 則 この基準は、平成15年6月1日以降に起工する工事に適用する。 この基準は、平成19年6月1日以降に起工する工事に適用する。 この基準は、平成26年6月1日以降に起工する工事に適用する。 この基準は、平成29年2月1日以降に起工する工事に適用する。 <u>この基準は、令和3年7月1日以降に起工する工事に適用する。</u></p>	<p>(3) 数量 算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。</p> <p>(共通費) 第6 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については「長崎県公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。</p> <p>(1) 離島調整費 離島調整費は、本土から離島までの材料、機械器具の運搬費（海上運搬費）、旅費及び交通等に要する費用とする。</p> <p>(2) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。</p> <p>(3) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>(4) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。</p> <p>(消費税等相当額) 第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。</p> <p>(設計変更における工事費) 第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、<u>当初</u>請負代金額を<u>当初</u>工事費内訳書記載の工事費で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>附 則 この基準は、平成15年6月1日以降に起工する工事に適用する。 この基準は、平成19年6月1日以降に起工する工事に適用する。 この基準は、平成26年6月1日以降に起工する工事に適用する。 この基準は、平成29年2月1日以降に起工する工事に適用する。</p>